

ちばの園芸高温対策緊急支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、夏季の気温が急速に上昇し、県内の園芸作物に被害が出ている状況を踏まえ、「かん水」、「換気・空気冷却」及び「遮光・遮熱」による対策に取り組む事業実施主体が、必要な機械・装置等を導入するための経費に対し、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき補助金を交付する。

(事業実施主体、経費及び補助率等)

第2条 前条に規定する補助金の事業実施主体、経費及び補助率等は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業実施主体（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情報を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(申請)

第3条 規則第3条の規定による補助金の交付申請をしようとするときは、知事が定める期日までに交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するときは、事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額と

の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。(以下同じ。))があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体については、この限りではない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 一 別表に規定する重要な変更をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他知事が必要と認める事項。

2 事業の実施については交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

また、交付決定前に事業の着手を行う場合にあっては、交付決定前着手届（第2号様式）を知事に提出すること。

(承認の手続)

第5条 前条第1項第一号又は第二号の規定による承認を受けようとするときは、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第6条 規則第10条の規定により事業の遂行状況に関し報告しようとするときは、補助金の決定に係る年度の1月15日現在で作成した遂行状況報告書（第4号様式）を当該年度の1月末日までに知事に提出しなければならない。

ただし、第7条の規定により実績報告書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に定める時期のほか、事業の円滑適正な執行を図る上で知事が必要と認める場合は、別途提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の終了日のいずれか早い期日までに実績報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をしたときは、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第3条第2項ただし書により交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付の請求）

第8条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第9条 規則第16条第2項の規定による概算払を受けようとするときは補助金概算払請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（処分の制限）

- 第10条 規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により知事が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。
- 2 財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認にあたっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を県に納付することを条件とすることがある。

（補助金の経理）

- 第11条 事業実施主体は、事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳（第9号様式）その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（書類の提出）

第12条 規則又は本要綱の規定により知事に提出する書類は所轄の農業事務所を経由するものとする。

(暴力団密接関係者)

第13条 規則第17条第1項第三号の知事が定める者は、第2条第2項第二号又は第三号に該当する者（交付を受けようとする事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

附 則

1 本要綱は、令和7年3月7日から施行する。

別表（第2条関係）

事業実施主体	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更
園芸作物の高温対策に取り組む以下の者とする。 (1) 認定農業者 (2) 認定新規就農者 (3) その他知事が定める要件を満たす者	高温対策に資する機械・装置等の導入費	(1) 低コスト耐候性ハウスその他の鉄骨ハウスに高温対策に資する機械・装置等を導入する場合 1／2以内 (千円未満の端数は切り捨て) (2) (1)の施設以外に高温対策に資する機械・装置等を導入する場合 1／3以内 (千円未満の端数は切り捨て)	(1) 事業実施主体の変更 (2) 事業実施地区の変更 (3) 事業費の30%を超える増減又は補助対象経費の増